

企画・運営等業務委託

仕様書

1. 件名

2019 佐渡国際トライアスロン大会式典運営等業務委託

2. 趣旨

2019 年 9 月 1 日に開催される「2019 佐渡国際トライアスロン大会」において、開催趣旨や目的を広く参加者に周知し、大会を盛り上げるための効果的な式典運営を開催する。

3. 履行期間

契約締結の日から 2019 年 10 月 31 日(木)まで

4. 2019 佐渡国際トライアスロン大会の概要

(1) 開催日時 2019 年 8 月 30 日 (金) 13:00～20:00

2019 年 8 月 31 日 (土) 7:30～17:30

2019 年 9 月 1 日 (日) 4:30～21:30

2019 年 9 月 2 日 (月) 9:20～10:45

(2) 開催場所 ジュニア大会・本大会：佐和田海水浴場

選手登録・表彰式等：アミューズメント佐渡

島祭り Party：サンテラ佐渡スーパーアリーナ

(3) 式典内容 8 月 30 日 (金) 島祭り Party

8 月 31 日 (土) 第 18 回佐渡ジュニアトライアスロン大会

9 月 1 日 (日) 2019 佐渡国際トライアスロン大会

9 月 2 日 (月) 表彰式・閉会式

} 随時、大会内容に応じて演出

(4) 参加者数 約 3,400 人

(選手：約 2300 人、実行委員・来賓：約 100 人、スタッフその他：約 1,000 人)

5. 佐渡国際トライアスロン大会の目的

佐渡国際トライアスロン大会を安全に開催し、島外から誘客を図ることで、佐渡の活性化を図ることを目的とする。

6. 業務内容

司会進行等に必要な台本作成、舞台演出等の業務一式、業務完了書の提出

| | 区分 | 場所 | 内容 | 備考 |
|---|--------------------------|------------------------------|-----------|-------------------------|
| 1 | 島祭り Party オープニングセレモニー | サンテラ佐渡スーパーアリーナ | 司会進行 | 8/30(金) 18:00～20:00 |
| 2 | 佐渡ジュニア大会 | メイン会場 (佐和田海岸) | 司会進行 | 8/31(土) 7:30～12:30 |
| | | | 選手誘導、受付案内 | |
| | | | 実況、インタビュー | |
| 3 | 佐渡国際トライアスロン 大会 | メイン会場 (佐和田海岸) | 司会進行 | 9/1(日) 4:30～22:30 |
| | | | 選手誘導、受付案内 | |
| | | | 実況、インタビュー | |
| 4 | 表彰式・閉会式 | アミューズメント佐渡 | 司会進行 | 9/2(月) 9:20～10:45 |
| 5 | その他 | アミューズメント佐渡 サンテラ佐渡スーパーアリーナ | 会場サイン一式 | ※その他必要なものは 別途協議のうえ決定 |

7. 企画・実施にあたっての遵守事項

- (1) 佐渡国際トライアスロン大会の開催目的等を十分に踏まえたうえで、大会の趣旨や目的を広く周知し、参加者が楽しみ、心に残るような式典演出・校正について提案すること。
- (2) 式典を円滑に進めるため、十分な体制で臨むこと。
- (3) 受託者は大会当日までに当該担当者と業務に関して直接打合せを行うこと。

8. 再委託について

原則として、本件業務の一部または全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を委託者に提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。

9. 仕様変更

受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ協議のうえ、変更することができる。

10. 損害賠償責任

受託者は、管理業務の実施に関し故意または過失により委託者または第三者に損害を及ぼしたときは、直ちに損害を賠償しなければならない。ただし、損害の原因が不可抗力によるものと認められた場合は、双方協議のうえ決定する。

11. 委託料の支払い

受託者は、業務完了後速やかに委託者に業務完了書を提出し、委託者の完了検査を受け、検査に合格した時は、請求書を提出するものとする。

12. 契約の解除

委託者は、受託者がその責めに帰すべき理由によりこの仕様書に定める事項に違反したとき及び契約期間内に本業務を履行する見込みがないと明らかに認められるときは、契約を解除することができる。

13. 秘密の保持

受託者は、管理業務の実施に関し故意または過失により委託者または第三者に損害を及ぼしたときは、直ちに損害を賠償しなければならない。ただし、損害の原因が不可抗力によるものと認められた場合は、双方協議のうえ決定する。

14. 個人情報の保護

(1) 受託者は、この業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この業務に関して知り得た個人情報を当該業務の処理目的以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

15. 成果品

受託者は、次の成果物を提出する。

なお、詳細については、委託者と受託者が協議し、決定するものとする。

(1) 業務実施計画書・業務完了報告書各 2 部

(2) その他委託者が指示するもの

16. 成果品の帰属

本業務における成果品の権利等の帰属は全て委託者のものとし、受託者は委託者の承諾を得ないで、他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。

17. その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議のうえで決定する。